

# 役員変更登記忘れていませんか??

# 反則金?? 解散される??



会社の登記に関しては、原則としてその登記の事由が発生したときから、2週間内に登記するようにとされています(会社法第915条第1項、第930条第3項等)。

## 登記を忘れていると.....



### 1. 登記懈怠金

登記の申請を怠った会社の代表者個人が過料(と呼ばれる反則金のようなもの)の制裁を受ける可能性があります。(会社法第976条第1項第1号等)1日遅れただけですぐに発生するものではありませんが、油断しているとやってきます。

どのくらいの遅れでいくらかといった基準は公表されていませんが、『2年で3万円』、『12年で10万円』だったといったお話を耳にします。

### 2. みなし解散

全国の法務局では、平成26年度以降、毎年、休眠会社の整理作業を行っています。

12年間登記をしていないと、法務大臣による公告及び登記所からの通知がされ、この公告から2か月以内に役員変更等の登記又は事業を廃止していない旨の届出をしない場合にはみなし解散の登記がされます。

『うっかりしていたら、会社が解散されていた!!』  
といったことにも。。。

# 当事務所で御社、顧問先様の 次回登記の管理をさせていただきます！！

無料

平成18年の会社法施行前は、取締役の任期が2年、監査役の任期が4年と決まっておりました。しかし会社法の施行により任期を10年まで延長している会社様が多くなっています。10年間登記をしなくても良くなったことで『変更登記が次回いつなのか？』と管理できていない会社様が多くなっています。

お申込みいただきました会社様の次回登記を管理させていただきます。管理させていただいている会社様の次回登記が近づいてきましたら、当事務所からご連絡させていただきます。

1. 会社の定款・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）を確認させていただきます。



2. 次回登記が必要になる時期にご連絡させていただきます。

注)

- ・本サービスを停止、終了または一部を停止をすることがあります。
- ・変更登記がされた場合、当事務所に登記がされた旨のご連絡が無いときは、正確な次回登記時期を把握できません。
- ・定款・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の記載のみでは、完璧な次回登記時期はわかりません。ご理解ください。
- ・最善の注意をもって管理をさせていただきますが、本サービスは無料サービスであり、情報に誤りがあった場合でも一切の責任を負いません。

〒103-0027

東京都中央区日本橋2丁目15番3号ヒューリック江戸橋ビル8階

司法書士・行政書士 板垣法務事務所

司法書士・行政書士 板垣修三

携帯電話 070-3849-5730

Email: [s.itagaki@itagakihoumu.com](mailto:s.itagaki@itagakihoumu.com)

<http://www.itagakihoumu.com/>